

富津市

子どもの読書活動推進計画



2019年3月

富津市教育委員会

はじめに

富津市社会教育委員は、社会教育に関する施策や施設の現状と課題を把握するため、平成27(2015)年度に自主研修会で公民館を視察したのをはじめ、翌平成28(2016)年度には推進計画部会と図書館部会で検討し、年度末に合同部会で富津市の過去の3つの図書館整備計画等を振り返り、自主研修のまとめをしました。

本来市民にとって最も身近な施設であるはずの図書館がないという現実は、決して計画がなかったからではなく、いずれも実現に向かう途上で断念せざるを得ない出来事が起きてしまう不運の繰り返しによるものでした。

それを押してでもやり遂げるという強い意志が足りなかったとも指摘されますが、近隣市の図書館建設を支えたのは十数年に及ぶ市民グループの熱心な活動だったことを思えば、わたしたちは、この公民館の図書室でさえ、まだ十分に活用しているとは言えないのではないかと。まず、3館の図書室の利用人口を増やしてから、中央館の話をすることとしよう、と考えました。

生涯学習・社会教育の推進ということについても、まず、図書という一部をやることによって、進んだ、という感覚が得られる。それに引っ張られるようにして、全体も進む、と願って。

その手はじめが、この、子どもの読書活動をみんなで進めていこうという計画です。地域の子もたちは、地域のおとなたちを映す鏡だからです。

目 次

第1章 富津市子どもの読書活動推進計画策定について

- 1 子どもの読書活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 読書が育む・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 大人の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 子どもの読書活動推進の取組

- 1 子どもが読書に興味を持つ機会の提供・・・・・・・・・・ 6
 - (1) ブックスタート事業の実施・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 公民館・学校・保育所等での読み聞かせボランティアの養成・ 7
- 2 子どもの読書活動の啓発・普及・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 学校における啓発・普及活動・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 「子ども読書の日」における取組・・・・・・・・ 10
 - (3) 広報ふつつ・ホームページ・教育かわら版・
生涯学習情報提供誌による情報発信・・・・・・・・ 11
- 3 子どもがより多くの本を読むための環境整備・・・・・・・・ 12
 - (1) 公共図書施設の整備・・・・・・・・・・ 12
 - (2) 学校図書館の整備・・・・・・・・・・ 16
 - (3) 連携と支援・・・・・・・・・・ 18

付記 富津市の図書施設をめぐる市民ボランティアの記録・・・・・・・・ 21

第3章 本計画の推進体制

- 1 教育施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 点検・評価と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

参考資料

- 富津市子どもの読書活動推進計画の位置づけ・・・・・・・・ 29
- 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・ 30

第1章 富津市子どもの読書活動推進計画策定について

1 子どもの読書活動の意義

(1) 読書が育む

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第2条に、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものである」とあるように、子どもの頃に経験する読書は大変重要なものです。

また、「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」（平成25年2月国立青少年教育振興機構）では、次のような結果が出ています。

○子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高い。

○特に、就学前から小学校低学年までの「家族から昔話を聞いたこと」、「本や絵本の読み聞かせをしてもらったこと」、「絵本を読んだこと」といった読書活動は、成人の「文化的作法・教養」との関係が強い。

○子どもの頃の読書活動と体験活動の両方が多い成人ほど、現在の意識・能力が高い。

(2) 大人の役割

しかしながら、図書の貸出冊数が年々減少している傾向は全国的な現象であり、特に子どもたちの貸出冊数の減少傾向が顕著となっています。富津市においても、小学生以下の移動図書館での貸出冊数は平成21(2009)年度に14,557冊だったものが、平成28(2016)年度には7,800冊と著しく減少しています（平成29(2017)年度は、湊の旧庁舎だったステーションが湊小に変更になり10,198冊になりましたが、減少傾向であることに変わりはありません）。要因としては、子どもの数が減っていることやデジタル機器の普及なども考えられますが、やはり子どもの読書離れが挙げられます。

AV 機器やスマートフォンなどに囲まれて成長してきた世代が親になったとき、赤ちゃんに話しかけたり絵本を読んで聞かせたりするより、テレビやビデオに子守りをさせることを選択してしまいがちだという状況は想像に難くありません。良かれ悪しかれ、子どもたちの状況は、大人たちがつくるものです。

冒頭の法律の基本理念として、第 2 条は、「(子どもの読書活動は…) 欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と続きます。

人生をより豊かにする子どもの読書活動を社会全体で推し進めていくことは、大人の重要な役割です。具体的には、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようにする環境を整えることが求められています。

また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自分で学ぶ楽しさや知る喜びを体験し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われていきます。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら、自主的な読書活動を推進することが重要です。

2 計画策定の背景

このまま子どもの読書の機会が減少する傾向が進むと、子どもたちが自分で課題を設定し、調べ、考え、判断する能力の低下、さらには学力への影響などが懸念されます。

このような状況を解消するため、国は子どもの読書活動を推進する「子どもの読書活動の推進に関する法律」を平成 13(2001)年 12 月に公布・施行し、それに基づいて平成 14(2002)年 8 月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。その後、おおむね 5 年ごとに、新たな課題を掲げ、その解消を図るための方策等を盛り込みながら更新を重ね、平成 30(2018)年 4 月には第四次計画が策定されています。

千葉県でも、子どもの読書活動の推進を図るため、平成 15(2003)年 3 月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定し、その後の読書環境の変化や国の動向を踏まえ、平成 22(2010)年 3 月に第二次計画が、平成 27(2015)年 3 月に第三次計画が策定されました。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、第 1 条でその目的を「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。」と定めています。

そして、第 9 条第 2 項には、「市町村は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」と規定しています。

また、千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）によると、平成 28(2016)年度末時点での県内にある市の計画策定率は 75.7%ですが、平成 31(2019)年度には県内全ての市で計画が策定されることを目標に掲げています。

こうした国や千葉県の取り組みの中、富津市においても、移動図書館、公民館図書室及び学校図書館の蔵書充実に努めてきたところですが、未来を担う子どもたちが自主的に読書に親しみ、楽しむ環境づくりを目指し、基本的な方針を示すとともに、必要な施策・事業を体系化するため、「富津市子ども読書活動推進計画」を策定します。

3 計画の基本方針

この計画では、基本方針として次の 3 つを掲げます。富津市では、これら 3 つの観点から子どもの読書活動を推進する取組を実施していきます。

1 子どもが読書に興味を持つ機会の提供

読書の習慣を身につける前段階として、まず本と出会い興味を持つこ

とが必要です。そのために、読み聞かせボランティアの養成、保育所・学校・公民館等での読み聞かせ、ブックスタート事業等を行い、子どもが読書に興味を持つ機会の提供に努めます。

2 子どもの読書活動の啓発・普及

学校、公民館、家庭等が連携して、子ども読書活動の重要性を浸透させることが重要です。行政だけでなく、多方面から子どもの読書活動の普及がなされるよう努めます。

3 子どもがより多くの本を読むための環境整備

「移動図書館」・「公民館図書室」・「学校図書館」等の現有施設を主軸とし、保育所・学校・学童保育などにまとまった冊数を一定の期間貸し出す「団体貸出制度」などを活用しながら、子どもたちが多くの本に触れることができる環境整備に努めます。

4 計画について

この計画は、おおむね 18 歳以下のすべての子どもを対象とします。

本計画は、「富津市社会教育委員会議」で審議・立案いたしました。

計画期間は、平成 30(2018)年度からおおむね 5 年間とし、今後も富津市の読書環境の変化を考慮しながら、計画の推進と評価及び見直しを行います。

体制の詳細等については、参考資料「富津市子どもの読書活動推進計画の位置づけ」をご覧ください。

第2章 子どもの読書活動推進の取組

富津市における子どもの読書活動推進の取組について、基本方針の項目ごとに説明します。また、各取組に記載されている機関名（「生涯学習課」などの表記）は、その取組をどの組織が推進しているかを示しています。

1 子どもが読書に興味を持つ機会の提供

（1）ブックスタート事業の実施

（生涯学習課・健康づくり課・子育て支援課）

① ブックスタートの取組について

ブックスタートとは、自治体が行う乳幼児健診などの機会に、「親子で絵本を楽しむ体験」と「絵本」をプレゼントする事業です。赤ちゃんと保護者が絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけを提供します。絵本の読み聞かせだけの関連事業も含めると、平成29(2017)年度から、ブックスタートは千葉県内の全市町村で実施されています。



富津市でも平成29(2017)年9月から、市民ボランティアによる読み聞かせと絵本のプレゼントを実施しています。

② ブックスタートボランティアについて

現在、ブックスタートボランティアには十数名の市民が登録し、毎回5名ほどにご協力いただいています。

メンバーは随時募集していますが、まったくの初心者でも参加できるよう、概要説明から実践までの養成講座を行っています。また、読み聞かせに慣れている方向けのスキルアップ講座も実施しています。

③ 富津市版ブックスタート事業

ブックスタートの実施方法は自治体によって様々です。富津市では、4か月児健診の機会を利用して実施しています。

健康づくり課が行っている乳幼児健診は市役所5階の会議室で行われ、毎月行われる健診には、（4か月、7か月、10か月、1歳、1歳6か月、2歳6

か月、3歳）それぞれの時期に該当する乳幼児とその保護者が集まります。

その最初の機会である4か月児健診には初めて参加する保護者も多く、カーペットの床にゴザをしいて車座になり、それぞれ自己紹介をしてうちとけながら、子どもの成長や子育てについての保健師の話を聴きます。続いて栄養士の離乳食教室の話や社会福祉協議会のファミリーサポートの案内、子育て支援課の子育て情報の紹介などのあと、5、6名の保健師による個別面談に移ります。個別面談を受けていない、あるいは終わった親子に



ブックスタートボランティアがひとりずつ付いて、絵本の紹介と読み聞かせが始まります。

絵本を開いて語りかけると、言葉がわからないはずの赤ちゃんが、保護者も驚くような様々な反応をみせてくれます。読み聞かせをする側にとっては、その笑顔が最高の報酬です。

このようにブックスタート事業は、絵本を介したコミュニケーションを提供するにとどまらず、部局を超えた行政と市民ボランティアが、市を挙げて、みんなで、みなさんの子育てを応援していますというメッセージとなっています。

（２） 公民館・学校・保育所等での読み聞かせボランティアの養成

（生涯学習課・公民館・学校・保育所）

子どもの成長にあわせ、本とふれあう楽しさを提供するために公民館や学校・保育所などでボランティアによる読み聞かせも行われています。

平成28(2016)年度には、小学校6校・中学校1校（43.8%）でボランティアによる読み聞かせ等が行われています。ボランティアグループは、読み聞かせを一緒にやってくれる人を常に求めています。また同時



に一人ひとりのメンバーが、それぞれ子どもの本や技術的なことについての知識を向上させていく意欲を持って取り組んでいます。

公民館では、司書が講師となって「読み聞かせボランティア入門講座」を開講し、絵本の読み聞かせ体験を通して、ボランティアの喜びや読み聞かせの楽しさを学ぶ機会を提供しています。また、経験を積んだ受講者を中心に読み聞かせのサークルが作られ、自主的におはなし会などの活動が展開されています。

ボランティアの資質向上や、新しいメンバーを養成するため、定期的に講習会を開催し、またサークル間の情報交換の場を設けるなどの手助けをしながら、連携と活動の場を拡げていくことが課題です。

読み聞かせボランティア活用学校数

2016 年度	2022 年度（目標）
43.8%	50.0%

読み聞かせボランティア養成講座の実践の様子



2 子どもの読書活動の啓発・普及

(1) 学校における啓発・普及活動 (学校・教育センター)

「生きる力」と題された学習指導要領（平成 29(2017)年告示）は、「学びの、その先へ」のサブタイトルが付けられ、「主体的・対話的で深い学び」を目指すものとなっています。

子どもが能動的・主体的に深く学ぶことができるようになり、既存の知識を統合して未来を思い描く「生きる力」を育むためには、読書が必要不可欠です。

富津市では、学習と人格形成の基礎となる「読むこと」・「書くこと」を教育の重点にしています。その取組に向け、教育センターでは、平成 29(2017)年度に実態調査を行いました。その結果をもとに、その後の 3 年間を見据えた平成 32(2020)年度の目標値を、右の表のように掲げています。

この目標を達成するため、以下に掲げる取組を学校で推進しています。

「読書が好き」と答えた児童・生徒の割合

2017 年度	2020 年度（目標）
小学生 86%	小学生 92%
中学生 82%	中学生 88%

1 日あたりの児童・生徒の読書時間

[小学生] 16 分以上読書をする児童の割合

2017 年度	2020 年度（目標）
36%	60%

[中学生] 全く読書をしない生徒の割合

2017 年度	2020 年度（目標）
68.7%	50%以下

① 全校一斉読書（「朝の読書」等）の実施について

全校一斉読書は、「継続してやる」、「みんなでやる」、「好きな本を読む」、「ただひたすら読む」ことにより、文章を読む力や集中力、本を読む習慣を身につけることができます。また、始業前に静かな時間を持つことで、落ち着いて授業を迎えることができるという効果もあります。



平成 27(2015)年度には、富津市内全小中学校でこの活動は実施されており、うち 2 小学校・5 中学校（43.8％）では毎日、6 小学校（37.5％）では週に 1 回以上実施しています。

1 回 10 分程度の短時間でも、継続して読書をする習慣は本に親しむきっかけとなるため、今後も全小中学校での実施を継続していきます。

② 国語及び総合的学習の授業における図書館活用

全小中学校で、国語の授業や「総合的学習の時間」に、学校図書館を活用しています。

図書を用いることによる学習は、わからないことを自分で調べる習慣をつけることができ、調べ物をする能力の向上をもたらします。テーマを決めて、確かな情報を収集し、真偽を判断し、取捨選択して組み立てるといった、その学習によって涵養される能力は、インターネットが普及する現在においても、むしろ氾濫する情報に容易にさらされ流されてしまう社会においてこそ、ますます必要になっていくものです。



このように「生きる力」にもつながる図書を活用した学習を、これからもすすめていきます。

（２） 「子ども読書の日」における取組 （生涯学習課・公民館）

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 10 条で、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子ども読書の日」を 4 月 23 日とし、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるようにと規定されています。その日から子どもの日をはさんで 5 月 12 日までは「こどもの読書週間」とされています。また、「文字・活字文化の日」の 10 月 27 日から 11 月 9 日までは「読書週間」となっています。

富津市でもこれら普及啓発期間にあわせて、読み聞かせや研修会、図書室の紹介などを実施するよう検討していきます。

（３） 広報ふつつ・ホームページ・教育かわら版・

生涯学習情報提供誌による情報発信 （生涯学習課）

「広報ふつつ」や富津市のホームページに、新刊図書情報や移動図書館の巡回予定を掲載しています。新刊図書は児童向け図書もわかるように掲載するなどの工夫をしています。

教育委員会が発行している「教育かわら版」には、時節に応じて司書のおすすめ図書を掲載し、移動図書館や公民館図書室の紹介などもしています。

また、生涯学習課が発行している「富津市生涯学習情報提供誌」には、おはなし会や読み聞かせボランティア入門講座などの予定を掲載しています。

これからも積極的な広報活動で情報発信することにより、子どもたちが、1人でも多く、本に親しむことができるような環境を整えていきます。



3 子どもがより多くの本を読むための環境整備

(1) 公共図書施設の整備 (生涯学習課・公民館)

富津市内の公共図書施設には、移動図書館と公民館図書室があり、1人1回6冊まで、2週間の貸出となっています。

貸出中の本や別の施設にある本を希望する場合は、『予約・リクエストカード』により予約したり取り寄せたりすることができます。また、県内公共図書館の一部と連携して図書館資料の相互貸借も行っているため、要求のあった図書を市外から取り寄せることもできます。

ア 移動図書館の整備

① 移動図書館について

図書館などの読書施設から遠い地域に居住する子どもの読書活動の推進にとって、大変重要な活動の1つが移動図書館によるサービスです。



富津市では、県立図書館から譲り受けた移動図書館によって、昭和56(1981)年から巡回を開始し、千葉県公共図書館協会に加盟しています。

平成20(2008)年度電源立地地域対策交付金事業により老朽化した移動図書館を更新し、積載できる蔵書数が2,500冊から2,800冊に増えました。ステーションの場所や、運行回数などを検討しながら、平成30(2018)年度は6小学校を含む14のステーションを巡回しています。

② 学校・保育所等への巡回

学校での読書教育が盛んになり、移動図書館における小学生以下貸出冊数
また公共施設の再配置等の影響も
あり、ステーションとなる学校は

2017年度	2022年度(目標)
10,198冊	11,000冊

年々増えてきました。学校の本のみではなく、様々な本と出合う機会を子どもたちに提供できる手段のひとつとして、小規模校への移動図書館の巡回は有効です。

以前は、集会所やコミュニティセンターを中心に巡回していましたが、学校からの要望もあり、近年ではなるべく学校の休み時間等に合うようなスケジュールで運行しています。

また、ステーションの近くの保育所から集団で訪れるなど、楽しみに待っている子どもたちも多く、充実した時間となっています。



ステーションの場所や巡回時間については、少しでも多くの子どもたちが利用できるよう、地域の貸出し状況や要望を参考にしながら、より利用しやすい移動図書館を運営していきます。

移動図書館・公民館図書室貸出実績（単位：冊）

（上段：蔵書数 中段：全体貸出数 下段：小学生以下貸出数）

年度	移動図書館	中央公民館	富津公民館	市民会館	合計
2014	21,274	19,070	21,151	17,733	79,228
	13,584	3,104	4,047	4,866	25,601
	8,277				
2015	21,733	19,357	21,423	18,141	80,654
	11,993	3,058	5,275	4,004	24,330
	7,534				
2016	22,264	19,670	21,857	18,544	82,335
	12,771	3,294	4,395	4,294	24,754
	7,800				
2017	22,713	15,626	22,247	18,917	79,503
	15,490	3,841	4,742	4,309	28,382
	10,198				

※貸出冊数は団体貸出を含まない。貸出延長も1冊につき1回と数える。

イ 公民館図書室の整備

① 公民館図書室について

富津市内にある公民館（中央公民館・富津公民館・市民会館）に図書室を設けています。各施設には図書室に常駐する職員はおらず、生涯学習課の司書が兼務しているため、図書のサービスや管理が十分にできていないという実情がありますが、本館機能を持つ図書館がない富津市としては、現在ある図書施設を最大限に活用していく必要があります。

そのため施設規模に見合った量の新刊図書を毎年購入し、除籍作業を随時

実施するなど、適正な蔵書の管理を行い、また、こまめに書架の整頓をするなど、利用しやすい状況を維持するよう努めます。

富津市内公共図書施設一覧

施設名	所在地	場所	電話番号
移動図書館	下飯野 2443	市内ステーション	80-1345
富津公民館図書室	新井 932-34	1 階	87-8381
中央公民館図書室	小久保 3014	2 階	65-2251
市民会館図書室	湊 765-1	2 階	67-3112

※休館日（月曜日及び祝日など）は、ご利用できません。

※移動図書館のステーションは、年度によって変更があります。富津市ホームページ（<http://www.city.futtsu.lg.jp/0000000779.html>）や『富津市生涯学習情報提供誌』・『広報ふつつ』をご覧ください。

② みんなが利用できるように

富津公民館図書室は1階にあり、室内も比較的広く、車椅子でも利用しやすくなっています。しかし高いところにある本を見たいときや、他の館の2階にある図書室を利用するときには介助者が必要です。

読みたい図書がその施設にあるかどうか分からない場合も含め、図書名や連絡先などを記入した『予約・リクエストカード』を公民館事務室や移動図書館に提出し、後日用意できたときに連絡をもらうしくみを利用して、希望する図書等を各館1階にある事務室で借りることができます。

また、視力の弱い方のために市民会館図書室には拡大文字の図書のコーナーがありますが、今のところ年配者向けの本が中心です。

視覚に障害がある方などは、点字データやデージーデータなどを提供する「サピエ図書館」を利用して様々な情報を活用することができます。県立中央図書館など会員になっている団体をとおして個人会員になると、この点字・デージーデータをどこからでもダウンロードでき、多様な資料を手にすることができ、読書の自由が広がります。

ウ 団体貸出の実施

幼児・児童・生徒が集まる施設（保育所・学校・学童クラブ等）に対して、まとまった冊数を一定の期間貸し出し、その施設で公共図書施設の本が読めるよう提供しています。

図書の貸出期間は通常 2 週間ですが、1 か月程度、一定の期間置いておくことで、子どもたちは本をより身近に感じながら、気軽に親しむことができます。

また、学級や学年ごとにテーマを決めて調べ学習をする場合、学校図書館の資料だけでなく、富津市内や県内の図書館などで所蔵している資料が利用できれば学習効果が上がります。

現在、団体貸出の利用は、年に数回、100 冊ほどです。より充実した資料の整備を図るとともに、県立図書館をはじめ相互協力図書館の協力を得ながら要望に応じていきます。

エ 図書施設のネットワーク化

平成 23(2011)年度千葉県緊急雇用創出事業補助金による図書蔵書管理事業業務委託での蔵書のデータベース化の実施以降、バーコード処理による貸出が可能になったため、一度に借りられる冊数の上限が一人 3 冊から 6 冊に引き上げられました。ところが、それぞれの図書施設単独でのシステム管理でネットワーク化されていなかったため、探している資料が市の施設にあるのかないのか、あったとして貸出中なのかどうかなど、各施設間での図書検索等はできず、司書が本庁のパソコンで検索したあと、実際に各施設で確認するほかありませんでした。

しかし、平成 31(2019)年度後半から図書管理システムが導入され、ネットワーク化が実現することになり、検索やリクエスト等がしやすくなるなど、利便性が格段に高まります。予想される流通量の増大等に対応しながら、図書サービスの向上に努めます。

(2) 学校図書館の整備

(学校・学校教育課・教育総務課・教育センター)

公共図書施設の取組も重要ですが、最も児童・生徒に身近な図書施設は、各学校の図書室である学校図書館です。富津市内全 11 小学校・5 中学校で次のように読書環境の整備を行っています。



① 司書教諭の設置状況

平成 28(2016)年度の司書教諭の発令校数は、小学校 3 校・中学校 2 校

司書教諭発令校数

(31.3%)となっています。学校図書館法第 5 条第 1 項の規定により、12

2016 年度	2022 年度 (目標)
31.3%	50.0%

学級以上の小中学校は司書教諭が必置となっており、これに該当する 1 小学校・1 中学校 (100%) で司書教諭を配置しています。

しかし、専任の司書教諭ではなく兼任であるため、読書指導等になかなか手が回らないのが現状です。司書教諭の配置がない学校も含め、より充実した環境を整備するため、図書環境指導員・読書指導員の配置も検討します。

② 蔵書数と標準冊数

学校図書館はその学校の学級数や学校の種別によって、学校図書館図書標準で蔵書図書の標準冊数が定められています。

千葉県内で図書標準を達成している学校の割合は、平成 24(2012)年度時点で小学校 49.5% (全国平均 56.8%)、同中学校 41.8% (同 47.5%) です。県では平成 31(2019)年度の小中学校平均の目標値を 55%としています。

ちなみに、県が学校図書館の活性化の取組のひとつとして進める学校図書館自己評価表による優良・優秀学校図書館認定事業の中では、優良は図書標準の 80%以上、優秀は 100%以上の達成が要件となっています。

平成 28(2017)年度の富津市内学校図書館の保有冊数は、小中学校合計標準冊数 113,160 冊に対して、

保有冊数 90,507 冊

(80.0%) です。

図書標準を達成してい

優良・優秀学校図書館数 (図書標準を 8 割以上達成)

2016 年度	2022 年度 (目標)
56.3%	70.0%

る（100％以上である）学校は2小学校・1中学校（18.8％）、80％以上達成している（100％達成を除く）学校は5小学校・1中学校（37.5％）となっています。

③ 貸出冊数

平成 28（2016）年度において 1人あたりの貸出冊数（カウント実施校のみ）

て、学校図書館のうち貸出冊数をカウントしているのは、 5小学校・2中学校（43.8％）	2016 年度	2022 年度（目標）
	11.0 冊（小学生） 2.2 冊（中学生）	12.0 冊（小学生） 4.0 冊（中学生）

です。その集計によると、小学校実績は 9,801 冊・1人当たり 11.0 冊、中学校実績は 409 冊・1人当たり 2.2 冊でした。今後、より多くの学校で貸出状況が把握できるような体制づくりを進めながら、1人あたりの貸出冊数の増加を目指します。

④ 図書選定及び除籍（廃棄）の基準

平成 27（2015）年度の調査では、
図書の選定基準を策定している学校は2中学校（12.5％）、選定委員会の仕組みがある学校は2小学校・1中学校（18.8％）、図書除籍基準がある学校は1小学校・3中学校（25.0％）となっています。利用されなくなった図書の除籍は使いやすい学校図書館には不可欠ですので、各学校で除籍基準の制定が進むことを目標とします。

図書除籍基準制定校数

2015 年度	2022 年度（目標）
25.0％	40.0％

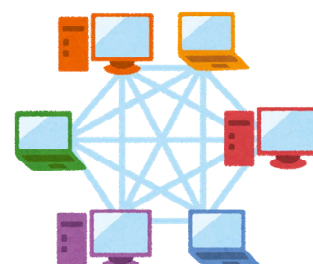
⑤ 蔵書のデータベース化

平成 23（2011）年度に緊急雇用創出事業として実施した図書蔵書管理事業業務委託で、公共図書施設の蔵書とともに全小中学校の蔵書もデータベース化され、その後の購入図書についても、バーコード貼付による登録が続けられています。

⑥ 学校図書システム

蔵書のデータベース化に伴って、学校でもコンピューターを使った図書管理が試行されました。

学校図書館のコンピューターを使ってできることは本の貸出・返却作業のみに限られましたが、児童・生



徒数の少ない学校ではコンピューターをわざわざ立ち上げるよりも従来どおりの紙製のカードによる貸出・返却の方が早く、また逆に多い学校ではコンピューターの操作処理が間に合わず、ちょうどいい規模の学校でしか活用されない傾向がありました。試行した簡易なシステムが、資料の検索や利用状況の把握などに使えなかったことも活用が進まない要因となったようです。

平成 30(2018)年度を最後に試行期間は終了しますが、今後は公共図書施設のネットワークを学校図書館へ拡張させる方向も視野に、市内の図書館機能の充実と学校図書館の活用の促進を図ります。

⑦ 全体計画策定の状況

司書教諭だけでなく、学校の全教職員を挙げて図書活動を推進する計画を策定する動きもあり、平成 27(2015)年度は 9 小学校・4 中学校

全体計画策定校数

2015 年度	2022 年度（目標）
81.3%	90.0%

(81.3%) で策定しています。これからも学校全体で読書活動を推進していきます。

⑧ 小・中学校再配置との関係について

富津市教育委員会では、現在ある 16 校（11 小学校・5 中学校）を、平成 32(2020)年度から 11 校（8 小学校・3 中学校）とする計画を策定しています。学校施設の再配置によって、図書や図書関連備品の異動が生じますが、児童・生徒が今後も良い環境で利用できるように適切に運用します。

（３）連携と支援（生涯学習課・公民館・保育所・学校・

子育て支援課・健康づくり課・福祉の窓口課）

① 公共図書施設と学校の連携

学校図書館の蔵書だけでは、児童・生徒の需要を満たすことができないため、公共図書施設と連携し、更なる読書活動の推進を行っている

公共図書施設との連携学校数

2015 年度	2022 年度（目標）
31.3%	50.0%

る学校があります。平成 27(2015)年度において、公共図書施設と連携した活動をしているのは 4 小学校・1 中学校（31.3%）で、うち公共図書施設から

の資料の貸出が2小学校・1中学校（18.8%）、司書が学校に訪問してガイダンスを行う支援が2小学校・1中学校（18.8%）で実施されています。

公共図書施設と学校図書館が連携することで、子どもの読書活動の幅が広がります。今後は、司書の増員や日常業務の整理を進めながら、連携する学校が増えるよう努めます。

② 地域ボランティアの活用

教職員だけではなく、地域のボランティアの方々の力を借りて読書活動を推進している学校も増えてきました。平成27(2015)

地域ボランティア活用学校数

2015年度	2022年度（目標）
43.8%	60.0%

年度時点で、ボランティアを活用しているのは6小学校・1中学校（43.8%）です。学校支援ボランティアとして、市全体で8団体71人、個人では9人が登録されています。

そのうち、配架や返却などのサービスが1小学校、書架の装飾や図書の修繕などの図書館整備が4小学校、読み聞かせ等の読書支援が6小学校・1中学校で行われています。

限られた人員の教職員だけでは学校図書館の整備を進めることができません。これからもさらに地域の方々の協力が得られる環境づくりに努めます。

③ 読み聞かせの効用の周知

「読書習慣のない小中学生の多くは、家庭での学習や睡眠時間にかかわらず、試験の成績が平均点以下になっています。…（中略）…それは脳の発達と関係があります。」—このような研究成果が発表されています（『「本の読み方」で学力は決まる』川島隆太監修、松崎泰・榊浩平著 2018 青春出版社）。

することの多い子どもたちは、本を読まない理由として「時間がないから」と言うかもしれません。しかし、1日数時間も読まなければならない、ということでもなく、「成績上位に行くためには少なくとも1日10分以上の読書が必要」だとされています。この程度なら、習慣づけも可能でしょう。

前掲書ではまた、“「読み聞かせ」が子どもと大人の脳を鍛える”ことの理由を述べながら「読み聞かせをすると、子ども達の脳は単に声を聞く反応を示すだけではなくて、感情や情動の脳が働く。読み聞かせをしている大人の

脳は、単に本を読む反応を示すだけではなくて、コミュニケーションの脳が働く。読み聞かせは親子の極めて良質なコミュニケーションとなり、子ども達の心が安定し、親への信頼と愛着が増し、その結果、親の子育てストレスがぐっと軽くなる。…忙しい毎日の生活の中に、多少無理をしてでも読み聞かせの時間を作ることで、かえって楽になります。」と提言します。

ボランティアのみなさんはすでに実感されているかもしれませんが、読み聞かせは、子どもによい影響を及ぼすのみならず、読み聞かせる側にも恩恵をもたらします。

④ 切れ目のない家庭教育支援

声かけによるコミュニケーションは、赤ちゃんが生まれる前、お母さんのおなかにいるときからはじまっているとも言えます。その意味でも、家庭は、子どもが最初に本に出会い、読書を知る重要な場です。

幼い子が本を楽しむには、周りにいる大人が本を楽しんでいる姿を見せ、本を読んであげ、図書施設に連れて行くなど、子どもが読書に親しめるような環境や機会をつくる必要があります。

先に紹介したブックスタートでの読み聞かせや絵本の配布の目的は、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけを提供することです。また家庭で継続的な読み聞かせを行うきっかけづくりも目的としていますが、先述したとおり、乳幼児検診の会場で、子育てや家庭教育に関わる行政と市民ボランティアが協力して実施している事業だというのが、最も重要です。

⑤ 「家庭教育支援チーム」

富津市教育委員会では、このように首長部局・教育委員会といった部局を越え、また行政と民間の垣根を越えて、子育て・家庭教育を支援する関係機関や関係者を、全体として「家庭教育支援チーム」ととらえ、コーディネーター役となる家庭教育支援員を公民館や学校に配置して、子どもたちの放課後の読書や学習、体験活動を支援し、保護者の相談活動にもあたるなど、積極的に家庭教育支援をすすめます。また、家庭教育に関する研修や公民館講座で読書活動を扱うなど、大人が子どもの読書活動を支援し、またそのことによる喜びを感じられるような環境づくりをしていきます。

付記

活動事例

富津市の図書施設をめぐる市民ボランティアの記録（2017～2018）

平成30年度「ちばコラボ大賞（千葉県知事賞）」事例発表会要旨

富津市では毎年、所有施設の規模にふさわしい量の新刊図書を購入していますが、利用されなくなった図書の除籍はしたことがありませんでした。

そのため、書架には定量以上の図書が積まれ、増え続ける図書は床にまであふれていました。そのような状況を改善するため、職場体験やインターンシップで図書の整理等を希望した中学生・高校生たちの力を借り、平成29(2017)年初夏の移動図書館倉庫・市民会館図書室の整理を皮切りに、利用されなくなった図書を抜き出して閲覧しやすい書架にする作業を始めました。



秋の中学生職場体験が始まる直前、市民から生涯学習課に、中央公民館図書室整理のボランティア活動をしたいという声がありました。市長が市民と直接話をする「ふれあい座談会」で、公民館図書室について「暗くて入っていいのかわからない」と思いのたけをぶつけ、市長から「直接担当に言ってもらってかまわない」と言われた子育て世代の市民でした。話の内容は市長から教育長にすぐ伝えられ、図書室の照明は常時つけておくようになりました。

自分たちの手で図書室をきれいにしたい、という市民の思いは大変有り難く、まさに「渡りに船」でした。読み聞かせサークルや社会教育関係者にも呼びかけ、公民館と共同で、「富津市図書ボランティア」を発足しました。本のクリーニングや整頓などの日常作業は随時実施することや、利用されなくなった蔵書を除籍することなどが決まりました。

図書の整理作業をすすめていたところ、関



覧室を子どもの本のコーナーにして、読み聞かせなどもできるスペースにしてはどうかという意見が出され、協議した結果その方向でレイアウトを変更することになりました。

ボランティアによるレイアウト案を基に職場体験の中学生たちと、閲覧室にあった百科事典や辞書、全集や地域資料などの図書を移動し、図書室の奥にあった絵本と入れ替える作業をして、ひとまず絵本コーナーができました。



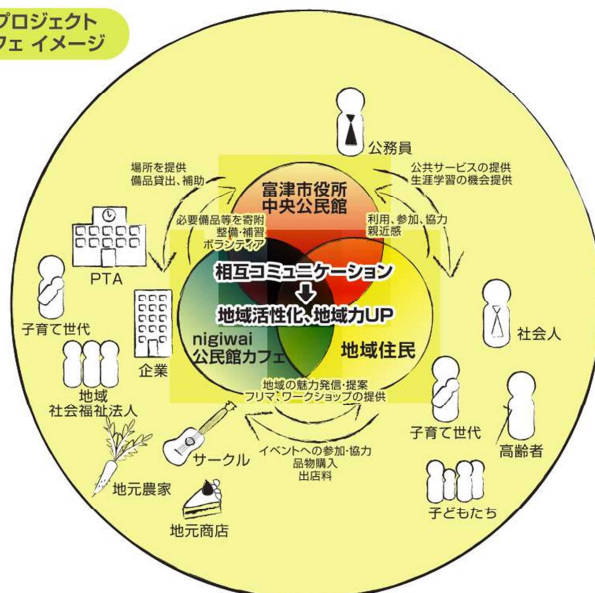
図書の整理を

きっかけとして、子育て世代のボランティアメンバーは「公民館をもっと根本的にきれいにしたい！」「自分たちで居場所をつくろう！」と動き始めました。

こうして任意ボランティア団体「nigiwai（にぎわい）」は誕生しました。

公民館を快適な居場所にしようという活動は、次第に「わたしたちの居場所」から「みんなの居場所」に変わっていきました。行政と地域住民、そしてnigiwaiが、相互にコミュニケーションをとることで、地域の力が向上すると考えました。

nigiwaiプロジェクト 公民館カフェイメージ





nigiwai は、視線や光、安全性を考慮した棚の配置替えのみならず、材料を調達して棚の新設まで自分たちで手がけます。お父さんやおじいちゃん、それに子どもたちまで動員して、実に楽しげに作業はすすみます。



子育て世代に限らず、お年寄りも、子どもも、みんなが憩える場所になる様に、アイディアを出し合い、アンケートもとりながら、「畳の図書室」が提案されました。そして、地元の畳屋さんの協力もあり、公民館に「お座敷図書室」が誕生しました。

それをきっかけに、公民館全体の雰囲気作り・場所づくりを手がけたいという思いを強めた nigiwai は、公民館職員とお互いに理解を深めながら、全館に及ぶ改修作業をはじめました。



倉庫の整理を手はじめに、譲り受けたテーブルセットや茶箱、リメイクした机などを活用しながら、図書室前の廊下、ロビーなどに休憩スペースをつくりました。



また、ロビーの一角にも、畳屋さんの協力で、子どもたちがのびのびくつろげる場所ができました。

植木鉢がたくさん置かれ、入りにくい雰囲気だった中庭のむき出しの土だった部分には丈夫で増殖力のあるリッピアが植えられ、奥の和室からも気軽に出られるようになり、中庭音楽会も楽しめるようになりました。



あふれかえっていた図書の除籍作業も順調にすすみました。このまま捨ててしまうのはもったいないという図書ボランティアの声から、除籍図書を市民に公開して、持ち帰ってもらえる「図書リサイクル会」を催すことになりました。富津市初の「図書リサイクル会」では4千冊以上の除籍図書をリサイクルすることができました。



また、折り紙教室やカルタ遊びなども提供することになる中、単に「図書リサ



イクル会」の集客のためだけではなく、公民館を地域の交流拠点・みんなの居場所にするために、どうせならいろんな人が来てくれるようなイベントをと、nigiwai から「公民館カフェ」の企画が持ち上がりました。

ボランティア活動のための資金調達も目的とし、飲食物のコーナーでは、営業実績のある社会福祉団体の協力をいただきました。



2回目の公民館カフェでは、出店者を募り、「チャリティーマルシェあじょまーる」(フリーマーケット)を実施しました。

あわせて移動図書館車も出動して、図書施設のPRをしました。また、読みきかせの会によるお話会や、中庭音楽会などを企画して、多くの方々が参加してくれました。



第3回公民館カフェには、公民館で活動しているサークルや地元のお店等も参加して、ますます人と人との繋がりがうまれる場所になってきました。

公民館カフェ

図書館が、素敵に...♡

パパー、マーマーもいます!

コーヒーとシフォンケーキはいかがですか?

3月25日(日)
10:00~16:00

中央公民館
小久保 3014
Tel: 65-2251

公民館カフェは地域密着チャリティーイベントです。主催: nigiwai

同時開催 図書リサイクル会

読破になった本から
お好きなものを無料持ち帰りください♡
無料!!
(主催: 生涯学習課)

どなた様もぜひお越しくださいませ。

チャリティーマルシェあじょまーる

フリマ出店者募集

2018年6月3日(日)
10:00~16:00

参加料: 一区画 **500円**

参加料は全額nigiwaiを通じて公民館の環境づくり等(CDビー、中庭、図書室整備、コミュニティスペースの新設等)に役立てられます。

申し込みはWEBで!
<https://nigiwai2018.wixsite.com/nigiwai/ajoma-na/ajoma-nu>
nigiwai2018-ing@yahoo.co.jp 問い合わせ: 中央公民館 65-2251

地域のゆるやかなコミュニティづくりと、公民館の中庭、ロビー、図書室等の環境づくりのためのイベントとして、市民のみなさんに参加を呼びかけたいと考えています。



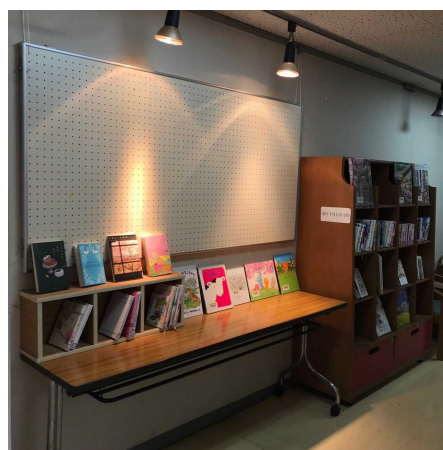
同時に開催した2回目の「図書リサイクル会」では、5千冊以上の除籍図書が並べられた会場に、約400人が訪れました。

公民館カフェの収益金の使途のひとつとして、nigiwaiが「雑誌スポンサー制度」を市に提案し、第1号の雑誌スポンサーになっています。雑誌コーナーの棚は市内の廃校から不要な棚をいただいて、リメイクしたものです。



その後も、「絵本病院」と題して、家庭にある絵本の修繕を行ったり、「ぬいぐるみお泊まり会」を実施したり……。

図書館のない富津市ですが、小さいうちから絵本に親しんでほしいという願いを込めて、nigiwaiは様々な企画を出し続けています。



『nigiwai プロジェクト～公民館で繋がる～』と題した、図書ボランティアからはじまったこれら一連の活動は、他のモデルとなるような優れた連携事例として認められ、平成30年度「ちばコラボ大賞（千葉県知事賞）」に選ばれました。

表彰事例の紹介パンフレットの『評価のポイント!』には

「一般市民から沸き起こった事例ということが素晴らしく、この熱意には波及効果が期待できます。危機感のある地域でありながら、住民が参画し、繋がりをもって地域を担うという点が高く評価されました。」とあります。

「参加してくださったみなさん、全体のニギワイが受賞です!」というnigiwaiの代表は、「みなさんを代表して」参加した表彰式の事例発表をこのような言葉で締めくくりました。

「富津市のため、とか、まちおこし!という熱ではなく、基本的には、地域で生活していく自分やこどもに必要なことをやっているだけ、という感覚です。nigiwaiは、きっかけにすぎず、それをつくっているのは、公民館や図書室に来るようになったひとりひとりだと思います。必要なことを楽しんでやっていけたらと思っています。

そして、気がついたら周りの人たちの声が私たちよりも大きくなっていたらステキだなと思います。これからもわたしたちは、今あるモノを大切に活用して、人や場所の繋がりを深めて、広げていきたいと思っています。」



第3章 本計画の推進体制

1 教育施策体系

富津市版の教育振興基本計画である「富津市教育施策」とともに子どもの読書活動を推進していきます。

2 実施体制

関係部課、機関等と協力体制をとり、共通理解を深め、この計画を効果的に推進していきます。また、読み聞かせボランティアとの協働により、学校や保育所（園）・幼稚園でも読書に親しめる事業を実施していきます。

長期的には、地域と学校が協働した子どもたちへの支援（地域学校協働活動）の拡充を視野に入れ、この活動の一環として学校図書館の整理ボランティアなどができる体制を整えていきます。

3 点検・評価と見直し

本計画の趣旨に基づき、子ども読書活動の推進という目的を達成するためには、計画の実施状況を把握、評価し、今後の施策を練ることが必要です。また、策定後の社会状況等の変化により生じた新たな課題に対応することも必要となります。

計画に基づく子どもの読書活動を推進する取組の効果を検証するために、子どもたちや関係機関へのアンケートの実施も検討していきます。

それらをふまえ、本計画について、引き続き「富津市社会教育委員会」で審議するほか、必要に応じて、学校・子育て関係者とも協議しながら、定期的な計画の進行管理、評価及び見直しを行います。

富津市子どもの読書活動推進計画の位置づけ

富津市教育施策（平成 28 年度～平成 32 年度）

「豊かな心を育む教育と文化の香るまち」

- | | | |
|--------------------|--------------|--------------|
| 1 学校教育の充実 | 2 生涯学習の充実 | 3 青少年健全育成の推進 |
| 4 スポーツ・レクリエーションの振興 | 5 文化・芸術活動の推進 | 6 文化財の保護と活用 |

富津市子どもの読書活動推進計画

国の推進計画

子どもの読書活動の推進に関する法律
(平成 13 年 12 月 12 日)

「子どもの読書活動の推進に関する
基本的な計画」

- 第 1 次(平成 14 年 8 月)
- 第 2 次(平成 20 年 3 月)
- 第 3 次(平成 25 年 5 月)
- 第 4 次(平成 30 年 4 月)

千葉県の推進計画

「千葉県子どもの読書活動推進計画」

- 第 1 次(平成 15 年 3 月)
- 第 2 次(平成 22 年 3 月)
- 第 3 次(平成 27 年 3 月)

富津市の推進体制

富津市教育委員会

富津市社会教育委員会

富津市子どもの読書活動推進計画

3 つの基本方針

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 子どもが読書に興味を持つ
機会の提供 |
| 2 | 子どもの読書活動の
啓発・普及 |
| 3 | 子どもがより多くの本を読むための
環境整備 |

計画推進のための取組と実施機関

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1 | ブックスタートや読み聞かせを通じた本と出会う機会の提供 |
| | 生涯学習課・公民館・学校・保育所等 |
| 2 | 朝読書などの読書の習慣化や広報活動の継続 |
| | 学校・教育センター・生涯学習課 |
| 3 | 移動図書館、公民館図書室、学校図書館の環境充実 |
| | 生涯学習課・公民館・学校教育課・学校・教育総務課・教育センター |

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号

（目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策について（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



富津市子どもの読書活動推進計画

発行年月日 2019 年 3 月 28 日
発 行 富津市教育委員会
事 務 局 富津市教育委員会教育部生涯学習課
〒293-8506
千葉県富津市下飯野 2443 番地
TEL 0439-80-1345
